

告示番号：1

略歴



最高裁判所判事
尾島 明
昭和三年九月一日生

神奈川県横浜市長生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール（L.L.M.）を卒業。
判事補に任官、東京地裁、甲府家地裁、最高裁判所、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
判事に任官し、横浜地裁、最高裁判所、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部長）として、最高裁判所調査官を務める。
二八年 二月 静岡地裁所長
二九年 一月 東京高裁判事（部長）
三〇年 一月 最高裁判所調査官
三一年 七月 最高裁判所
三二年 七月 最高裁判所
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法一四条に違反しない（多数意見）
二 令和五年二月二四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死したての死体をタコに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置かれた行為は、刑法九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
四 令和五年一月二五日 大法廷判決
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項四号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）
五 令和五年一月一七日 第二小法廷判決
劇場画の出演俳優の一人が薬物罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）
六 令和五年二月二五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない（全員一致・補足意見付加・裁判長）
七 令和六年七月二日 第二小法廷判決
摘出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で胎子を懐胎させた者に対し、その者の性別にかかわらず、認知を求めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）
八 令和六年七月三日 大法廷判決
一 旧優生保護法の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反しないとした立法行為は国憲賠償法二条一項の適用上違法である（全員一致）
二 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）
裁判官としての心構え
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスが得られず、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立で」「独立して」「た裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決すること」だと思います。

告示番号：2

略歴



最高裁判所判事
宮川 美津子
昭和五年二月二三日生

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
司法修習生
弁護士登録（第一東京弁護士会）
ハーバード・ロースクール修了（LL.M.）
ニューヨーク州弁護士資格取得
T.M.I.総合法律事務所パートナー
経済産業省産業振興審議会臨時委員、同知財政策部会（現・知的財産分科会）委員
慶應義塾大学法律大学院講師
文部科学省文化審議会著作権分科会委員
同 一九年 二月 日本商標協会理事（令和五年五月副会長）
内閣府知的財産戦略本部有識者本部長
二五年 三月 エンタープライズ株式会社取締役
二八年 六月 パナソニック株式会社社外監査役
二九年 四月 財務省関税等不服審査会関税・知的財産分科会委員
三〇年 三月 公益社団法人日本仲裁人協会理事
三一年 四月 平成三十二年「知的財産分科会」表彰
令和 元年 六月 三菱自動車工業株式会社社外取締役
同 月 日弁連知的財産センター委員長
二年 七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事
三年 一月 東京地方裁判所民事調査委員
五年 二月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和六年七月二日 大法廷判決
優生保護法中のいむる優生規定は、憲法一三条及び一四条一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法二条一項の適用上違法の訴えを受ける。不法行為によつて発生した損害賠償請求権が民法二九条後段の除斥期間第四号による改正前のもの（七二四条後段の除斥期間の経過により消滅した）とすることができ、裁判所は、除斥期間に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）
二 令和六年七月一日 第一小法廷判決
宗教法人とその信者との間で締結された念書により、当該信者がそれまでにした献金につき、宗教法人に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする返還請求や損害賠償請求等の訴えを裁判所に提起しないことが合意されたが、本件においては、この裁判所提起の合意が公序良俗に反し無効であると判断し、さらに、宗教法人の信者による献金の勧誘行為が不法行為に違法であるとはいえないとした原審の判断行為は、権利を尽くさなかった違法であると判断し、原判決を破棄し、宗教法人の不法行為の有無等について更に審理を尽くさるるために本件を原審に差し戻した（全員一致）
裁判官としての心構え
昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さ日々実感しながら、職務に邁進しております。これからは、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で適切な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、最高裁判所の多様な貢献ができるよう努めてまいります。

告示番号：3

略歴



最高裁判所判事
今崎 幸彦
昭和三年二月一〇日生

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都大学法学部を卒業。
司法修習生
判事補に任官、以後、東京地裁、最高裁判所、外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリピン日本大使館、京都地裁、最高裁判所調査官に勤務。
判事任官、以後、最高裁判所調査官、東京地裁判事、最高裁判所調査官、最高裁判所調査官、司法研修所教官、最高裁判所調査官、最高裁判所調査官、東京地裁判事（部長）として、最高裁判所調査官を務める。
二五年 一月 水戸地裁所長
二七年 三月 最高裁判所調査官
二八年 四月 最高裁判所調査官
令和 元年 九月 最高裁判所調査官
四年 八月 最高裁判所判事
六年 八月 最高裁判所判事
最高裁判所において関与した主要な裁判
一 令和五年一月二五日 大法廷判決
令和三年（九月二日）施行の衆議院議員総選挙当時、公職選挙法（令和四年法律第八九号）による改正前のもの（一三条一項）別表第一の定めたる衆議院小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等等の要求に反する状態にあったといえることはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものといえることはできないとした（多数意見）
二 令和五年七月二日 第三小法廷判決
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職務上の行為は、認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となつた（全員一致・補足意見付加・裁判長）
三 令和五年一月一八日 大法廷判決
令和四年七月一日施行の参議院議員通常選挙当時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったとはいえず、同規定が憲法に違反するに至つたものといえることはできないとした（多数意見）
四 令和五年一月二五日 大法廷判決
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律二条一項四号は憲法一三条に違反しない（多数意見）
五 令和六年七月三日 大法廷判決
優生保護法中のいむる優生規定が憲法一三条及び一四条一項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法二条一項の適用上違法の訴えを受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法二九条後段の除斥期間第四号による改正前のもの（七二四条後段の除斥期間の経過により消滅した）とすることが信義則に反し許されないとした（全員一致）
六 令和六年七月一日 第三小法廷判決
不正に入手した暗号資産N.M.の秘密鍵で署名した上N.M.の移転行為に係るトランザクション情報をN.M.のネットワークに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」を与えたものに当たるとした（全員一致・補足意見付加）
裁判官としての心構え
・当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。
・裁判の枠組みを越えて謙虚に臨まないようにすること。
・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

投票日 10月27日(日)



